

内閣府令第六号

民法（明治二十九年法律第八十九号）第一編第二章の規定を実施するため、防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を次のように定める。

平成十九年一月四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則

（目的）

第一条 この省令は、防衛大臣の所管に属する公益法人（公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成四年政令第百六十一号）第一条第一項に規定する公益法人を除く。以下「公益法人」という。）の設立及び監督について必要な事項を定めることを目的とする。

（設立許可の申請）

第二条 民法第三十四条の規定により防衛大臣の許可を受けて公益法人を設立しようとする者（以下「設立者」という。）は、次に掲げる書類を添えた設立許可申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

一 設立趣意書

二 定款又は寄附行為

三 財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類、財産の寄附申込書並びに財産となるべきものの権利及び価格を証する書類

四 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書

五 設立者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（以下「履歴書」という。）（設立者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為）

六 理事及び監事となるべき者の履歴書及び就任承諾書

七 設立の準備のために行った会議の議事録の謄本

八 社団にあっては、社員となるべき者の名簿

九 設立許可の申請の際、既に申請に係る事業を行っているものにあつては、申請前おおむね二年間における事業活動の概要を記載した書類及び当該期間における収支決算書

十 事業実施に当たり行政庁の許可、認可等を要するものがあるときは、当該許可、認可等のあったこと

を証する書類又はその申請の状況を明らかにした書類

十一 設立者の代表者又は代理人による申請の場合にあつては、その権限を証する書類

十二 前各号に掲げるもののほか、防衛大臣が特に必要と認める書類

(設立登記完了の届出)

第三条 公益法人は、民法第四十五条第一項又は第三項の規定により登記したときは、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を防衛大臣に届け出なければならない。

(事業計画書及び収支予算書の提出)

第四条 公益法人は、設立当初の事業年度を除き、毎事業年度(事業年度の定めのない公益法人にあつては、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。以下同じ。)の開始前に、翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を防衛大臣に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における提出は、事業年度開始後三月以内にするものとする。この場合においては、事業年度開始前に提出できなかった理由を記載した書類を添付しなければならない。

(事業計画書及び収支予算書の変更の届出)

第五条 公益法人は、第二条第四号の設立当初の事業年度の事業計画書若しくは収支予算書又は前条の事業計画書若しくは収支予算書を変更したときは、遅滞なくその旨を防衛大臣に届け出なければならない。

(事業状況等の報告)

第六条 公益法人は、事業年度終了後三月以内に、次に掲げる書類を防衛大臣に提出しなければならない。

一 前事業年度の事業状況報告書

二 前事業年度の収支決算書

三 前事業年度末における財産目録

四 社団法人にあつては、前事業年度における社員の異動状況報告書

(定款又は寄附行為の変更認可の申請)

第七条 公益法人は、定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為の変更案

二 定款又は寄附行為を変更する理由を記載した書類

三 民法第三十八条第一項本文又は定款若しくは寄附行為に定める変更の手續を経たことを証する書類

(登記事項変更の届出)

第八条 公益法人は、民法第四十六条第二項若しくは第四十八条の規定により登記したとき、又は第四十六条第三項の規定により登記されたときは、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を防衛大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の届出が新たに就任する理事に係るものであるときは、その者の履歴書及び就任承諾書を添付しなければならぬ。ただし、新たに就任する理事が再任である場合については、この限りでない。

(監事の届出)

第九条 公益法人は、監事を置いたときは、遅滞なくその旨を防衛大臣に届け出なければならぬ。監事に異動があつたときも同様とする。

2 前項の届出が新たに就任する監事に係るものであるときは、その者の履歴書及び就任承諾書を添付しなければならぬ。ただし、新たに就任する監事が再任である場合については、この限りでない。

(書類及び帳簿等の備付け)

第十条 公益法人は、その主たる事務所に、民法第五十一条に規定するもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 理事、監事及びその他職員の名簿及び履歴書

三 許可、認可等及び登記に関する書類

四 定款又は寄附行為に定める機関の議事に関する書類

五 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

六 資産及び負債の状況を示す書類

(業務の監督)

第十一条 防衛大臣は、民法第六十七条の規定により、公益法人に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして公益法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない

い。

(解散の届出)

第十二条 公益法人が解散したときは、その清算人は、次に掲げる書類を添え、遅滞なくその旨を防衛大臣に届け出なければならない。

一 解散の理由を記載した書類

二 民法第六十九条本文又は定款若しくは寄附行為に定める解散の手續を経たことを証する書類

三 民法第七十七条第一項の登記に係る登記事項証明書

(残余財産の処分許可の申請)

第十三条 理事又は清算人は、民法第七十二条第二項の規定による残余財産の処分の許可を得ようとするときは、次に掲げる書類を添えた申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

一 残余財産の処分に関する決議録

二 残余財産の処分の方法及び理由を記載した書類

三 処分すべき財産の種類及び総額を記載した書類並びに処分すべき財産の価格を証する書類

(清算終了の届出)

第十四条 清算人は、清算が終了したときは、解散した公益法人の財産の処分に関する書類を添え、遅滞なくその旨を防衛大臣に届け出なければならない。

(書類の提出部数)

第十五条 この省令の定めるところにより防衛大臣に提出する申請書その他の書類の部数は、一通とする。
ただし、第二条、第七条及び第十三条に掲げる書類については、正副二通とする。

附 則

この府令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十八号）の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。